

園芸産地気候変動対応支援事業費補助金交付要綱

制定：令和8年4月30日 8生流第32548号

(交付の目的)

第1条 園芸産地気候変動対応支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を農業者等に交付することにより、夏季の高温の影響による園芸作物の収量減少や品質低下等の対応を促進することを目的とする。

なお、この要綱は園芸産地気候変動対応支援事業実施要領（令和8年4月30日付け8生流第32548号。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金に関し、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）によるほか、本要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「農業者等」とは、認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人のほか、農業者の組織する団体をいう。
- (2) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (4) 「農地所有適格法人」とは、農地法に基づき農地の所有を許可された法人をいう。
- (5) 「農業者の組織する団体」とは、地域の農業者が農業生産又は販売の一部又は全部を共同で取り組み、代表者の定めがあり、且つ、組織及び運営について規約の定めがあるものをいう。
- (6) 「園芸作物」とは、野菜、果樹、花きをいう。
- (7) 「受益者」とは、補助金の交付を受ける認定農業者、認定新規就農者若しくは農地所有適格法人、又は農業者の組織する団体を通じて補助金の交付を受ける農業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金交付申請時点において、認定農業者、認定新規就農者若しくは農地所有適格法人又は農業者の組織する団体（農産物販売金額50万円以上の受益者が3戸以上）であること。
- (2) 香川県内に住所（法人にあつては主たる事業所）を有する園芸作物の生産者であること。
- (3) 本事業の補助対象となる資材等を目標年度まで使用し、取り組みを継続すること。
- (4) 農業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (5) 香川県税に滞納がないこと。

- 2 前項第1号の農業者の組織する団体にあつては、その構成員である受益者は前項第2号から第5号までの要件を全て満たす者であるものとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の算定は、以下のとおりとする。

- (1) 別表1に定める補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額の少ない方の額を補助金額とする。
- (2) 前号の経費について、国、県又は他の地方公共団体等から補助金等の交付を受けている場合は、本補助金を交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及びその他知事が必要と認める書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付決定に関して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、補助金交付申請取下書（様式第4号）により、知事に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に要する経費の配分及び事業の内容について重要な変更をしようとするときは、予め補助金変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の重要な変更は、事業の新設若しくは中止又は廃止、事業内容の大幅な変更、当該補助金の増、事業費の20%を超える増減をいう。
- 3 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し又は必要に応じて現地調査等を行い、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(補助事業の遅延等)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した事業状況報告書(様式第6号)を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の12月31日のいずれか早い日まで、事業実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業実績報告書を受領したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は精算払いとする。

- 2 精算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受領した後に、請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、事業の日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるようにしておかななければならない。

(決定の取消し等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けたとき。

- 2 申請者は、前項の規定により交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

ならない。

- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。
- 4 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することがある。

（検査及び報告）

- 第15条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- 2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（雑則）

- 第16条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和8年4月30日から施行する。

別表1 補助率等

補助対象経費	補助率	事業実施主体
<p>実施要領別表1に掲げる資材等の導入に要する経費から消費税及び地方消費税を除いた額</p>	<p>2分の1以内 但し、事業実施主体が認定農業者、認定新規就農者及び農地所有適格法人においての補助金額は100万円を上限とし、農業者の組織する団体の1受益者当たりの補助金額は60万円を上限とする。</p>	<p>認定農業者 認定新規就農者 農地所有適格法人 農業者の組織する団体 (農産物販売金額50万円以上の受益者が3戸以上)</p>

様式第1号(要綱第5条)

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者)

住所

氏名

法人又は農業者の組織する団体にあつては、その名称及び代表者の職・氏名

令和 年度 園芸産地気候変動対応支援事業費補助金交付申請書

園芸産地気候変動対応支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

別紙のとおり

様式第1号別紙(認定農業者、認定新規就農者)

1 申請者欄

申請者名		
認定の区分 (該当する方に✓)	<input type="checkbox"/> 認定農業者	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者
住所	〒	
	香川県	
連絡先	電話番号(日中連絡がつくもの)	e-mail

2 経費の配分

補助事業に要する経費 (a)+(b)	補助対象経費 (消費税等を除く金額)	県補助金 (a)	自己資金 (b)
円	円	円	円

注 補助事業に要する経費には、消費税を含む事業費を記載してください。

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 県税の滞納がないことを証する納税証明書
- (3) 事業実施計画書(実施要領様式第2号)
変更がある場合は、変更部分が分かるように記載する。
ただし、採択申請時の事業内容から変更がない場合は省略できることとする。

誓約書

私は、園芸産地気候変動対応支援事業費補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 交付対象者の要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- 2 香川県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 交付対象者又は補助対象資材等の要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- 4 本補助金が交付対象とする資材等に関して、本補助金以外に国、香川県又は他の地方公共団体等からの補助金等の交付を受けていません。
- 5 本補助金の申請に係る書類及び関係する帳簿並びに証拠書類を今後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供することを承諾します。

以上

令和 年 月 日

香川県知事 殿

申請者名

（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名）

※ 申請者名は自署してください。押印は不要です。

※ 原本を提出してください。（コピーは不可）

様

香川県知事

年度園芸産地気候変動対応支援事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付で申請のあった 年度園芸産地気候変動対応支援事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった園芸産地気候変動対応支援事業とし、その内容は当該申請書記載のとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金	円

3 補助金交付の条件は、別記のとおりとする。

別記

補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号、以下「規則」という。）のほか、この補助金の交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問するものとする。
- 6 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

また、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 補助事業者は、規則第5条の2各号のいずれにも該当してはならない。

令和 年 月 日

香川県知事 殿

（申請者）

住 所

氏 名

法人又は農業者の組織する団体
にあつては、その名称及び
代表者の職・氏名

農業用資材価格高騰支援特別対策事業補助金 交付申請取下書

令和 年 月 日付で提出した園芸産地気候変動対応支援事業費補助金交付申請書については、下記理由により取下げます。

記

取下げ理由：

様式第5号(要綱第8条)

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

法人又は農業者の組織する団体にあつては、その名称及び代表者の職・氏名

令和 年度 園芸産地気候変動対応支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があつた園芸産地気候変動対応支援事業費補助金について下記のとおり変更したいので、園芸産地気候変動対応支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

別紙のとおり

様式第5号別紙(農地所有適格法人、農業者の組織する団体)

1 申請者欄

団体名										
代表者職名・氏名	職名					氏名				
事務所の所在地	〒									
	香川県									
事務担当者 所属名・氏名	所属名					電話番号(日中連絡がつくもの)				
	氏名					e-mail				

2 経費の配分

補助事業に要する経費 (a)+(b)	補助対象経費 (消費税等を除く金額)	県補助金 (a)	自己資金 (b)
() 円	() 円	() 円	() 円

- ア 変更内容を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に2段書きしてください。
 変更がないところは2段書き不要につき、下段に記載してください。すべての表を同じ要領で記載してください。
 イ 補助事業に要する経費には、消費税を含む事業費を記載してください。

3 事業完了予定年月日

(令和 年 月 日)
 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 変更内容を証する書類

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

法人又は農業者の組織する団体
にあつては、その名称及び
代表者の職・氏名

年度農業用資材価格高騰支援特別対策事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度園芸産地気候変動対応支援事業につ
いては、同事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 補助対象経費の支出概要

経費の内容	金額（税抜き）

様式第7号(要綱第10条)

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者)

住所

氏名

法人又は農業者の組織する団体にあつては、その名称及び代表者の職・氏名

令和 年度 園芸産地気候変動対応支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があつた園芸産地気候変動対応支援事業費補助金について下記のとおり事業を実施したので、同事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき実績を報告します。

記

別紙のとおり

様式第7号別紙(認定農業者、認定新規就農者)

1 申請者欄

申請者名		
認定の区分 (該当する方に✓)	<input type="checkbox"/> 認定農業者	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者
住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	香川県	
連絡先	電話番号(日中連絡がつくもの)	e-mail
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

2 経費の配分

補助事業に要する経費 (a)+(b)	補助対象経費 (消費税等を除く金額)	県補助金 (a)	自己資金 (b)
(<input type="text"/>) 円	(<input type="text"/>) 円	(<input type="text"/>) 円	(<input type="text"/>) 円

ア 変更内容を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に2段書きしてください。

変更がないところは2段書き不要につき、下段に記載してください。すべての表を同じ要領で記載してください。

イ 補助事業に要する経費には、消費税を含む事業費を記載してください。

3 事業完了年月日

(令和 年 月 日)
 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業費に係る「納品書」及び「領収書又は支払いが分かる通帳写し」

(2) 導入資材等の設置写真(ほ場全景及び導入資材等)(実施要領参考様式2)

なお、高温時期が過ぎた後に購入した資材については、設置予定場所で撮影した導入予定物品の写真の添付でも可とする。ただしその場合は、翌年度に設置した写真を添付し再提出する。

(3) 交付申請時の事業内容から変更がある場合、事業実施計画書(実施要領様式第2号)

変更内容を容易に比較対象できるよう記載する。

様式第8号（要綱第11条）

番 号
年 月 日

様

香川県知事

年度園芸産地気候変動対応支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度園芸産地気候変動対応支援事業費補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書の内容により、同事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、補助金の額を金 円に確定したので通知します。

様式第9号（要綱第12条）

請 求 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。）

但し、年度園芸産地気候変動対応支援事業費補助金として、上記の金額を精算払いによって交付されたく、園芸産地気候変動対応支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき請求する。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所：

氏 名：

法人又は農業者の組織する団体
にあつては、その名称及び
代表者の職・氏名

支払の 方法	口座 振替払	銀行 (支)店									
		預 金 種 目	当座 □	普通 □	口座 番号						
		(7桁) 口 座 名 義									

責任者所属・氏名 _____

担当者所属・氏名 _____

連絡先電話番号 _____

- 1 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の箇所に印を付してください。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 3 請求者の押印（個人印又は法人・団体代表者印）がある場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載は不要です。